

(写)

長門市告示第 217 号

令和 3 年第 3 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 11 月 22 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 3 年 11 月 29 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）

第 2 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 3 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 4 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年第 3 回

長門市議会臨時会

議 案

## 目 次

### 議 案

第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）

第 2 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 3 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 4 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「 <u>100 分の 112.5</u> 」とあるのは、「 <u>100 分の 157.5</u> 」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。	本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100 分の 167.5</u> 」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (期末手当)	本則 (期末手当)

第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 162.5」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 157.5」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 112.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 157.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 長門市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 162.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 112.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 157.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和3年11月29日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年長門市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (期末手当) 第20条(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4)(略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4~6(略)	本則 (期末手当) 第20条(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4)(略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4~6(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (期末手当) 第20条(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間に	本則 (期末手当) 第20条(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間に

<p>おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年長門市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第19条及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年長門市条例第4号）第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第19条及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年長門市条例第4号）第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行

<p>本則</p> <p>(長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第19条及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年長門市条例第4号)第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第19条及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年長門市条例第4号)第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。